

## 那須塩原市雇用対策に関する協定書

那須塩原市（以下「市」という。）及び厚生労働省栃木労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり雇用対策に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定め、那須塩原地域の雇用対策に協働して取り組むことを目的とする。

### （事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の進捗状況の把握を行うため、市及び労働局は運営協議会を共同で設置するものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

### （要請）

第3条 市長及び労働局長は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

### （情報共有）

第4条 この協定に基づく各種の取組を実施するに当たり、市及び労働局が相互に開示する情報については、厳格な管理の下、利用者目線に立ったサービスを提供するため、必要な範囲内で情報共有することとする。

### （秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改定する必要性が生じた場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。


### （附則）

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 2月25日

那須塩原市長



厚生労働省栃木労働局長

